

兵庫県公報

平成20年 6月17日 火曜日 第 1988 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
町営土地改良事業の施行同意（同）	2
ふ化業者の登録（畜産課）	2
特別保護地区の再指定に係る公聴会の開催（自然環境課）	2
保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
同 上（同）	3
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	4
同 上（同）	4
公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
建築土法に基づく免許の取消し（建築指導課）	6
公 告	
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	7
大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	7
大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（同）	9
落札者等の公示（県立農林水産技術総合センター）	11
病院局公告	
入札公告（県立尼崎病院）	12
同 上（県立柏原病院）	14

告 示

兵庫県告示第626号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 赤石土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	阪 井 忠右衛門	豊岡市赤石411番地
同	峠 勉	同 市赤石228番地
同	江 中 克 好	同 市赤石105番地
同	田 中 榮 一	同 市赤石324番地
同	仲 島 徳 一	同 市赤石122番地
同	田 上 基	同 市赤石273番地
同	阪 井 裕	同 市赤石381番地
同	田 中 徳 夫	同 市下鶴井1834番地
監 事	峠 宗 男	同 市赤石306番地
同	喜多川 悦 二	同 市八社宮486番地の3

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	阪 井 忠右衛門	豊岡市赤石411番地

同	峠	勉	同	市赤石228番地
同	江 中	克 好	同	市赤石105番地
同	仲 島	徳 一	同	市赤石122番地
同	田 上	基	同	市赤石273番地
同	阪 井	裕	同	市赤石381番地
同	田 中	徳 夫	同	市下鶴井1834番地
監 事	峠	宗 男	同	市赤石306番地
同	喜多川	悦 二	同	市八社宮486番地の3

2 照来土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	中 井 昭 男	美方郡新温泉町丹土631番地
同	田 淵 昭 夫	同 郡同 町丹土151番地
監 事	岡 田 茂	同 郡同 町丹土656番地

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	岡 田 茂	美方郡新温泉町丹土656番地
監 事	岡 田 浩 治	同 郡同 町丹土252番地

兵庫県告示第627号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	同意年月日
神 河 町	中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備、農道整備)	大河内地区	平成20年 5月29日

兵庫県告示第628号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、ふ化業者として次のとおり登録した。

平成20年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	登録年月日	名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
20兵第1号	平成20年 5月31日	株式会社一宮家禽孵卵場 豊岡市出石町長砂158番地	株式会社一宮家禽孵卵場 豊岡市出石町長砂158番地

兵庫県告示第629号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する公聴会開催規則(平成12年兵庫県規則第39号)第2条の規定により、特別保護地区の再指定に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成20年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

日 時	場 所	案 件
平成20年 7月24日(木) 午後 1 時30分から	赤穂市加里屋81 赤穂市役所205会議室	生島特別保護地区の再指定について 所在地 赤穂市 期 間 平成20年11月 1 日から 平成30年10月31日まで

兵庫県告示第630号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成20年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
南あわじ市津井字王子ヶ谷595の2、字笹ヶ谷2999の16、字大池ノ南3001の4、3001の6、3001の7、3001の17、3001の20、3004、3006
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第631号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成20年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
洲本市小路谷字古城1108の1、1108の17、1108の22
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第632号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
川崎重工業株式会社明石工場
明石市川崎町1番1号
明石事務所長 橋 本 芳 純
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
川崎重工業株式会社明石工場
明石市川崎町1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号水 廃ガス洗浄施設	
能	力	1,160m ³ /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～17時 8時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時に おいて当該 特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 通常値及 び最大の 値	区 分	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)		7～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)		
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)		1,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)		200
使用時に おいて当 該特定施 設から排 出される 汚水等の 量(単位 m ³ /日)		0	14

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年6月17日から同年7月8日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理水質課及び明石市環境部環境保全課

兵庫県告示第633号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事

項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 柴 田 敏 夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号水 廃ガス洗浄施設 (No. 1 ~ No. 4)		
能 力	50m ³ / 分 / 基		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 7日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9 ~ 10	10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	15,000以下	15,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	9,800以下	9,800
	浮 遊 物 質 含 有 量 (単位 mg / L)	38以下	38
	窒 素 含 有 量 (単位 mg / L)	3,400以下	3,400
	りん 含 有 量 (単位 mg / L)	10以下	10
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg / L)	530以下	530
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ / 日)	0 / 基	0.12 / 基	

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年 6月17日から同年 7月 8日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課

兵庫県告示第634号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、朝来市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（土地区画整理、2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量、4級水準測量、平板測量）
- 2 作業期間
平成20年 5月 1日から同年10月27日まで
- 3 作業地域
朝来市和田山町牧田地内

兵庫県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 6月17日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年 6月17日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上村養父停車場線	養父市鉄屋米地字堂ノ上153番1から 同 市鉄屋米地字堂ノ上172番まで	旧	5.0から 8.0まで	77.0	
		新	7.0から 9.0まで	77.0	
県道 養父穴粟線	養父市大屋町和田字田淵150番4から 同 市大屋町和田字田淵150番4まで	旧	7.0から 9.0まで	34.0	
		新	9.0から 13.0まで	34.0	

兵庫県告示第636号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成20年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 免許の取消年月日
平成20年 5月29日
- 2 建築士の氏名
伊 藤 勝
- 3 建築士の区分及び登録番号
(二級) 第200038号
- 4 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第1号に基づく申請があったため。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市西浜町997番1、997番2、997番3の一部、997番10の一部、997番11の一部、997番13の一部、997番15、997番16、1016番1の一部、1016番3の一部、1016番4の一部、1016番5、1016番10から1016番13まで
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都港区浜松町二丁目1番13号
港地所株式会社 代表取締役 柿沼源一
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年12月28日
兵庫県指令西播（建）第1-18号（19赤穂）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市御崎字大塚2865番6の一部、2868番、2869番1の一部、2884番1、2885番の一部、2868番地先水路
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市勝原区宮田576番3
有限会社幸和ハウス 代表取締役 竹田博哉
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成20年1月23日
兵庫県指令西播（建）第1-20号（19赤穂）

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）フレスポ赤穂
所在地 赤穂市中広902-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所
東洋紡不動産株式会社 林 健 治 大阪市北区堂島二丁目1番16号
大和リース株式会社 森 田 俊 作 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
ア 変更前 8,436平方メートル
イ 変更後 18,247平方メートル
 - (2) 駐車場の収容台数

- ア 変更前 404台
- イ 変更後 1,079台
- (3) 駐輪場の収容台数
 - ア 変更前 94台
 - イ 変更後 521台
- (4) 荷さばき施設の面積
 - ア 変更前 298平方メートル
 - イ 変更後 1,240平方メートル
- (5) 廃棄物等の保管施設の容量
 - ア 変更前 23.3立方メートル
 - イ 変更後 87.6立方メートル
- (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ホームセンターアグロ	午前9時	午後8時
有限会社フォーティーセブンリカーズ	午前10時	午後9時
株式会社ジョイハシモト、株式会社ナカ薬局	午前10時	午後8時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ホームセンターアグロ 有限会社フォーティーセブンリカーズ 株式会社ジョイハシモト 株式会社ナカ薬局 株式会社ミドリ電化 株式会社チヨダ 株式会社西松屋チェーン 他	午前9時	午後9時
株式会社カワベ 他	午前9時	翌午前0時

- (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前8時30分から午後9時30分まで
 - イ 変更後 午前8時30分から翌午前0時30分まで
- (8) 駐車場の出入口の数及び位置
 - ア 変更前 出入口 2箇所
 - イ 変更後 出入口 4箇所
- 4 変更する年月日

平成21年2月4日
- 5 以下に掲げるもののうち、上記3の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	法人の代表者の氏名	住所
株式会社ホームセンターアグロ	安 黒 嘉 宣	宍粟市山崎町今宿129 - 1
有限会社フォーティーセブンリカーズ	寒 川 真 吾	赤穂市中広2番地
株式会社ジョイハシモト	橋 本 義 明	赤穂市中広2番地
株式会社ナカ薬局	中 島 貫 爾	神崎郡福崎町西田原1420番地1
株式会社ミドリ電化	中 口 雄 司	尼崎市潮江一丁目1番50号

株式会社チヨダ	舟橋政男	東京都杉並区成田東四丁目39番8号
株式会社西松屋チェーン	大村禎史	姫路市飾東町庄266-1
株式会社カワベ	川辺大介	相生市大島町1番12号
他未定		

- (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

6 届出年月日

平成20年6月3日

7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年6月17日から4日間

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年10月17日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）イオン加西ショッピングセンター

所在地 加西市北条町北条字鳥居元323-3ほか

2 同法第8条第1項の規定により加西市から聴取した意見の概要

(1) 道路交通との調和

総合的な渋滞緩和策として、来店者等に対し公共交通機関利用を促進する施策（例：従業員の通勤手段を原則北条鉄道、路線バス等の公共交通機関とする。来店者に公共交通機関利用を促進するキャンペーン等を行うとともに、公共交通機関の利用を促進する環境整備（駅・停留所～店舗間の誘導表示並びに店舗内での時刻表の表示）に努める。）を推進すること。

想定以上のピークによる渋滞、迂回車両の発生など、周辺道路の交通量増加に対して、周辺住民の居住環境の保全や安全確保に取り組み、周辺住民の理解が得られる策を講じること。

- ・地元協議に基づく誘導員の配置について具体的に明示すること。
- ・来店車両の誘導について、谷交差点においてその10分の9を直進させる見直しが行なわれているが、その具体的な誘導方法並びに実効性の明示すること。
- ・来店車両の誘導に加え、歩行・自転車による来店者の安全な誘導（ゾーニングの明示、点字ブロック等）に努めること。
- ・本町通入り口に誘導員の配置を行うこと。

引き込みレーン並びに道路構造物の設置については、道路法第24条に基づき、着手までに協議し、許可を得ること。

市道を横断する立体横断施設の位置並びに構造・デザインについては加西市関係課との協議内容を尊重し、利用者の安全性並びに景観に配慮するとともに、青少年健全育成と犯罪防止の見地から若者のたまり場とならないよう配慮すること。

ガソリンスタンドの利用車が、外周の交通に悪影響を与えないようその対策に努めること。

高校生の通学時間帯と搬入車両の出入りの時間帯の重複が懸念されるため、交通誘導員の配置時間に

についても配慮すること。

3回の地元説明会での回答については、厳守すること。

オープン時の混雑に対しては、計画以上の誘導員を配置して混雑緩和に努めること。

本市の公共交通のあり方等を検討する加西市公共交通活性化協議会（「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会）から委員等の委嘱依頼があった場合は、積極的に参加・協力すること。

「道路交通との調和」を図るための具体的施策を検討し、その実効性を確保するため、今後加西市と定期的に協議を行うこと。

オープン後、周辺交通の状況（交通量、騒音、排ガス、迂回実態、渋滞、自転車、歩行者等）を定期的に調査するとともに、モニタリング体制を確立すること。

(2) 周辺景観との調和

環境の保全と創造に関する条例に基づき、建築物の屋上や壁面の緑化及び平面駐車場におけるグラスパーキング（台数の明示）の導入により、敷地の緑化を図り、オープン後は、その維持管理に努めること。建物については、デザイン・色彩に配慮した計画とすること。

公園・周辺緑地については、周辺道路との連続性に配慮し、うるおいある周辺環境の創造を図ること。また、下里川沿いの歩行者通路周辺にあっては、水辺を活かした緑ある魅力的な河川景観の形成を図ること。

24時間開放ゾーンについては、外灯の適正配置やガードマンの巡回時間の拡大により、更なる防犯対策に努めること。

県条例で定められる緑化の推進を図るとともに、届出どおりに施工し、オープン後も緑化保全に努めること。

(3) その他都市機能との調和

夜間照明については、防犯機能と生活環境に配慮したものとし、光害とならないよう配慮すること。

隣接住宅に日陰が発生しないよう配慮すること。

(4) 留意事項

屋上・屋内駐車場、スロープ等については、タイヤ音が発生しない仕様とすること。特に民家に隣接するスロープについては、タイヤ音以外の排気音、エンジン音等については、防振・遮音に努め、その対策を明示すること。空調室外機等、環境関連法規の特定施設に該当すると思われる施設があるので、届出書類等について関係課と協議すること。また、騒音・振動等について、敷地境界線上にて自主的に測定を実施し、規制基準値を遵守すること。

河川へのポイ捨て等、マナーを守り環境を破壊する行為をさせないよう努めるとともに水辺に親しむことのできる演出に努めること。

資源廃棄物については、バイオマスとしてエネルギー利用できるものは積極的に循環利用すること。なお、この循環利用にあたっては、輸送における化石燃料の使用が少ない市内の関連業者の利用に努めること。

従業員雇用については、早期にハローワーク等へ雇用情報を提供し、積極的に地元雇用（正社員）を図ること。

地元商店連合会に積極的に加入し、地元商店街活動に支援・協力すること。

ガソリンスタンドの設置については、歩行者に対する安全対策に努めること。

工事中におけるCO₂の排出量については、その削減に努め、バイオ燃料等の利用を図ること。

「加西市民の美しい環境をまもる条例」により、アイドリング・ストップを促す看板を掲示し、周知させるとともに指導すること。

(5) 要望事項

良好な景観、また、災害時の安全対策等を考慮し、外周道路電線類の共同溝化を検討すること。

多数の本商業施設への来訪者のために、千歳橋交差点における、歩行者溜まりを検討すること。

来店車両用誘導看板については、市内情報（公共施設、観光施設等）の表示にも配慮すること。

店舗内に、公共情報並びに観光情報提供のためのスペースを設置すること。

各施設において、CO₂排出削減と省エネルギーに努めること。また、太陽光パネルの設置等、新エネルギーの導入についても検討すること。

工事期間中、営業開始後とともに今後新たに発生する諸問題の対応については、市（窓口は経営戦略室）

と随時調整を行うこと。

地元の野菜物など市内の特産品などを展示・販売すること。

3 同法第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
匿名	<p>出口（A）隣接のガソリンスタンド： 2月19日の説明会では、上記ガソリンスタンドの設置説明がなされなかったのですが、このショッピングセンターは、災害時においては避難場所になるとのことでした。 災害時の避難場所の設置を推進することは、加西市にとっての最重要課題の一つであるでしょうし、イオンもそれを理解し協力されることになったのだと思います。 しかし危険の回避・一時避難という意味で、避難場所の近辺には危険物施設が無いことが要件であろうにもかかわらず、敷地内にガソリンスタンドが設置許可されるという特別な理由が理解できません。 予想されている山崎断層などによる大地震発生などの際、地域住民の安全避難場所として利用するのであれば、新たな危険物取扱所を設置することは当然規制されるべきであり、万一その建設を許可されるのであれば、相応の理由があるはずですので、是非ご説明いただきたい。</p> <p>出口（A）の交差点加西本町（西）での交通渋滞： 説明会でもありましたが、届出書で確認しても来店は左折入場、退店は左折退場とありました。さらに出口（A）の交差点加西本町（西）では、数箇所の出入り口の中で最多数の出入りが予想されておりました。 しかし図面では、この交差点加西本町（西）で右折と左折の両退場方向が予定され、また同交差点の西側には、イオンへ入場するための右折レーンも新設される予定でした。さらに、この交差点の東側約50m以内にも加西本町（東）交差点があり、相当な交通渋滞が当然予想されます。交差点の加西本町（西）と加西本町（東）が近接しすぎていることが問題です。ロータリーを併設した新交差点加西本町（西）は、交通渋滞の原因となるのが容易に推察されます。 すなわち、三木穴栗線の西側からの入場車の渋滞（現在でもピーク時は笠屋交差点を越える渋滞あり）と、イオンから出て右折する車とその先の上記加西本町（東）で停滞し、それを通過してさらに旧三木穴栗線入り口から右折入場しようとするような車があれば、大渋滞は必至であります。届出書で記載されたとおり、来店は左折入場、退店は左折退場を遵守されれば問題は回避されると思います。道路のご関係各課も、事故の起こる前に、左折表示および右折禁止の看板類の設置、さらに三木穴栗線の西側からの交差点加西本町（西）での右折入場を禁止することを強く希望します。</p>

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年 6月17日から 1月間

落札者等の公示

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成20年 6月17日

契約担当者

兵庫県立農林水産技術総合センター所長 小 池 孝 司

1 落札に係る工事の名称及び数量

- 兵庫県漁業調査船建造工事 1隻
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県立農林水産技術総合センター 但馬水産技術センター
美方郡香美町香住区境1126 - 5
 - 3 落札者を決定した日
平成20年 5月19日
 - 4 落札者の名称及び住所
長崎造船株式会社
長崎市浪の平町 4番 2号
 - 5 落札金額
1,270,500,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般
 - 7 入札公告をした日
平成20年 4月 8日

病 院 局 公 告

入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年 6月17日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立尼崎病院長 藤 原 久 義

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
心臓用血管撮影装置 一式
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
平成20年10月31日(金)
- (4) 履行場所
県立尼崎病院 尼崎市東大物町 1 - 1 - 1
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができるかと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して納入実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒660-0828 尼崎市東大物町1-1-1

県立尼崎病院総務部経理課

電話(06)6482-1521

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成20年6月17日(火)から同年7月2日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成20年7月30日(水)午後2時 県立尼崎病院 第1会議室

(4) 入札書の受領期限

上記(3)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年7月29日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札参加のため必要な入札保証金は、契約希望金額(入札書記載金額の100分の105の金額)の100分の5以上とし、入札説明書で定める方法により納付すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて平成20年7月29日(火)午後4時までに提出すること。

(3) 契約保証金

落札者に必要となる契約保証金は、年間の契約金額の100分の10以上とし、入札説明書で定める方法により納付すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成20年7月2日(水)午後4時までに上記3(1)に提出すること。

イ 契約担当者から開札日の前日までの間において提出書類に関して説明を求められた場合は、それに速やかに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成20年8月6日(水))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ、又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Fujiwara, Director of Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Cardiovascular X-ray System for Diagnostic and Interventional Procedures 1set

(3) Delivery period:October 31, 2008

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital

(5) Deadline for submission of tender application forms:

16:00 July 2, 2008

(6) Deadline for tender:

17:00 July 29, 2008 by mail

14:00 July 30, 2008 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital,

1-1-1, Higashidaimotsu-cho, Amagasaki-city, Hyogo Prefecture 660-0828

TEL (06) 6482-1521

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年6月17日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立柏原病院長 酒井 國安

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成20年11月28日（金）

(4) 履行場所

県立柏原病院 丹波市柏原町柏原5208 - 1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して納入実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒669-3395 丹波市柏原町柏原5208 - 1
県立柏原病院総務部経理課
電話（0795）72 - 0524
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年6月17日（火）から同年7月2日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
毎日午前9時から午後4時まで
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成20年7月30日（水）午後2時 県立柏原病院 2階 講義室
- (4) 入札書の受領期限
上記(3)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年7月29日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札参加のため必要な入札保証金は、契約希望金額（入札書記載金額の100分の105の金額）の100分の5以上とし、入札説明書で定める方法により納付すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて平成20年7月29日（火）午後4時までに提出すること。
- (3) 契約保証金
落札者に必要となる契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、入札説明書で定める方法により納付すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成20年7月2日（水）午後4時までに上記3(1)に提出すること。
イ 契約担当者から開札日の前日までの間において提出書類に関して説明を求められた場合は、それに速やかに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平

成20年8月6日(水)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ、又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Sakai, Director of Hyogo prefectural Kaibara Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Magnetic Resonance Imaging system 1set

(3) Delivery period:November 28, 2008

(4) Delivery place:

Hyogo prefectural Kaibara Hospital

(5) Deadline for submission of tender application forms:

16:00 July 2, 2008

(6) Deadline for tender:

17:00 July 29, 2008 by mail

14:00 July 30, 2008 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo prefectural Kaibara Hospital,

5208-1, Kaibara, Kaibara-cho, Tanba-city, Hyogo prefecture 669-3395

TEL (0795) 72-0524